

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業 申し込みガイド

目 次

- 1 事業の目的と概要
- 2 申請の流れ
- 3 補助要件の確認
- 4 補助対象となる経費・補助金額
- 5 補助金の申込書類
- 6 計画承認後の手続き等について
- 7 補助金交付申請(実績報告)書の提出と補助金交付
- 8 書類の提出・お問合せ先



令和8年7月14日
石川県 農林水産部 森林管理課

1.事業の目的と概要

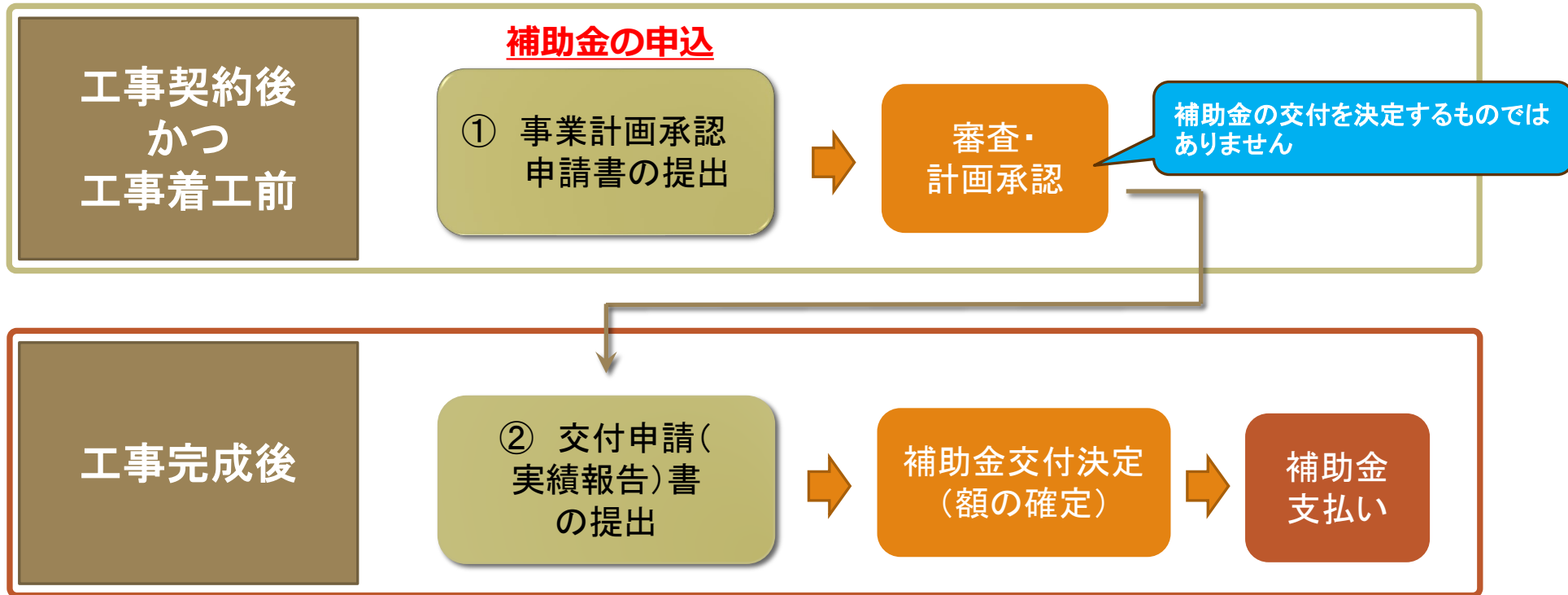
森林環境税を活用した民間施設への県産材利用促進の取組について

- ◆ いしかわ森林環境税を財源として、県民の理解と負担をいただきながら、森林の公益的機能の維持増進に資する施策の一環として実施。
- ◆ 延床面積や県産材使用率など一定の要件を満たす民間施設を、予算の範囲内で助成(R4～)。

工事の開始から完成までの間に年度をまたぐ施設については、完成する年度の予算成立を前提として、補助金の申込みが可能です

2.申請の流れ

※補助金申込が予算の範囲を超える時は、申込の受付を終了します

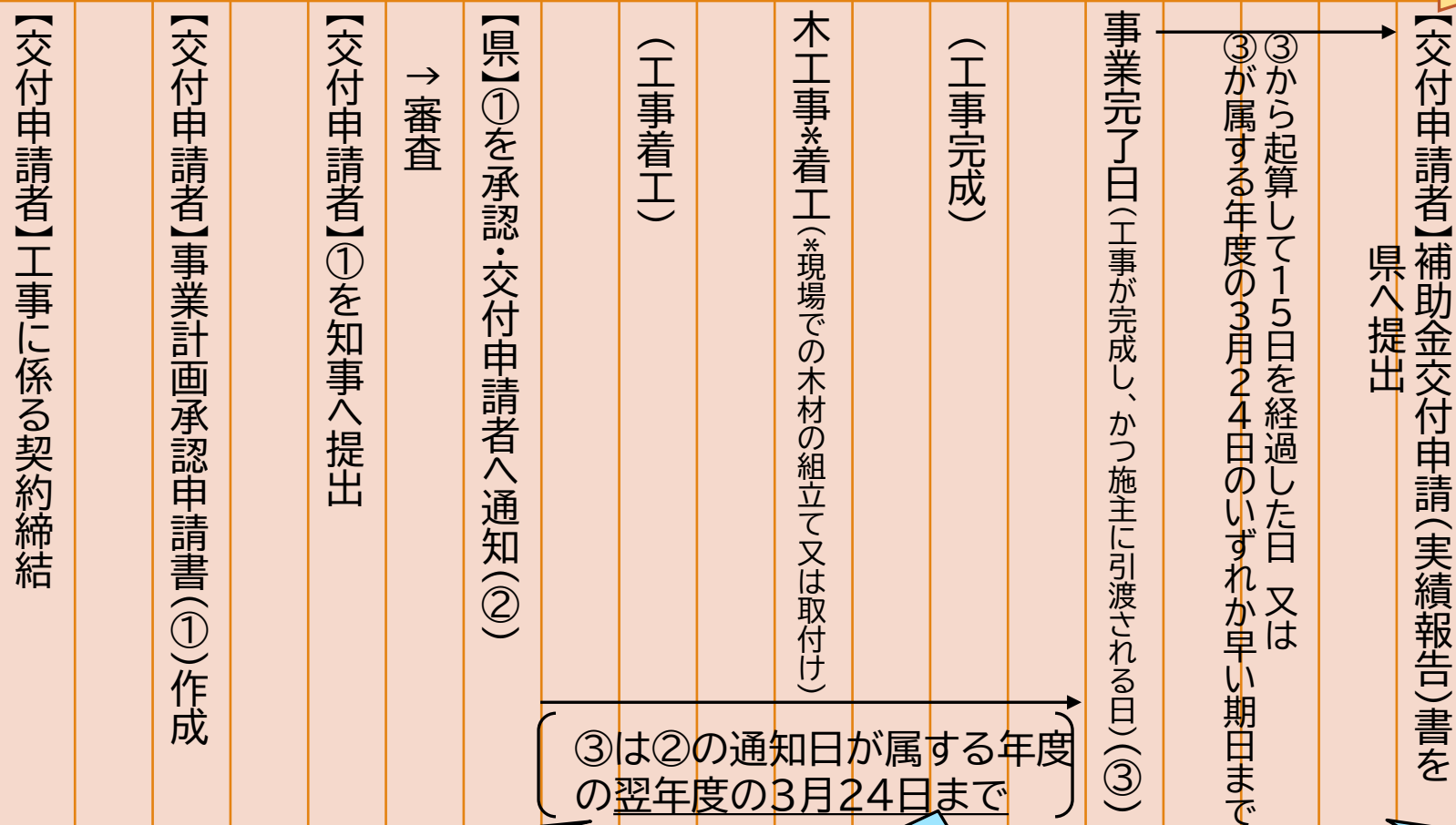


- ① 補助を受けようとする事業者(施主)は、工事契約後、木工事の着工前までに 県に【事業計画承認申請書】を提出し、計画の承認を受ける必要があります
 - ② 工事完成・引渡後に【補助金交付申請(実績報告)書】を提出し、現地・書類検査を経て、補助金が交付されます
- ※ 承認を受けた計画書に変更が生じた場合は、変更承認申請書の提出が必要となります

補助金交付に係る事業計画の承認は、施主1者につき、1年度あたり1件に限ります

2.申請の流れ(一連のフロー)

事業・工事・交付申請の流れ



従来：③(事業完了)の期限は計画承認(②)から1年間
R8.7.14改正：③(事業完了)の期限は計画承認(②)の通知日が属する年度の翌年度の3月24日まで

従来：3月19日頃(毎年度個別に規定)
R8.7.14改正：3月24日で固定

従来：③から起算して15日又は3月23日頃(毎年度個別に規定)
R8.7.14改正：③から起算して15日又は3月24日で固定

工事着工から工事完成が年度をまたぐ案件については、完成する年度の予算成立を前提として、①の提出(申込み)が可能です

3. 補助要件の確認

◆ 本事業に申込できる事業者の条件は次のとおりです

- 国や地方公共団体に該当しない民間事業者であること
- 使用する県産材について、「公共事業等における県産材産地及び合法木材証明制について（平成20年3月28日付け農政第4604号農林水産部長通知）」
に基づく県産材産地及び合法木材証明書の提出が可能であること
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下でないこと

3. 補助要件の確認 助成対象となる施設(1)

◆ 本事業に申込できる施設の要件は助成区分別に次のとおりです

助成区分	補助対象施設
木 造	次の要件を全て満たす施設 1. <u>県産木材の使用量が全体木材使用量の50%以上</u> (ただし、県産材使用量が30m ³ を超える場合は50%未満でも可) 2. <u>延床面積150m²以上</u> (施主自らが居住する住宅と併用する場合は、居住用部分を除いた延床面積が150m ² 以上の施設)
木質内外装	県産材を使用した木質内外装の見える部分の <u>施工面積が30m²以上</u>

※ 同一の施設において、木造と木質内外装の両方を申込むことはできません

3. 助成要件の確認 助成対象となる施設(2)

◆ 次の全ての要件に該当する施設

- (1) 石川県内に所在し、木造、又は木質内外装が行われる施設
- (2) 県の認定する「県産材建築ビルダー」が設計、建築する施設
- (3) 所有者等が自ら居住することのみを目的としない施設
- (4) 商業施設や社会福祉施設など多数の者による利用が見込める施設、
又は事務所等利用者が限定される場合であっても、整備する施設を活用した県産材の普及拡大に向けたPRがなされる施設
(物品等の格納を用途とする等、人の出入りが少ない施設を除く)
- (5) 専ら宗教活動や政治活動の用に供されない施設
- (6) 施設を整備する者が国又は地方公共団体でない施設

3. 補助要件の確認 助成対象となる施設(3)

◆ 助成対象施設は次に掲げる施設です

- 1 学校
- 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- 3 病院又は診療所
- 4 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- 5 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- 6 公共交通機関の施設
- 7 劇場、観覧場、映画館及び演芸場
- 8 ホテル及び旅館
- 9 公衆浴場
- 10 金融機関等
- 11 飲食店、物品販売業又はサービス業を営む店舗
(風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条に規定する風俗営業施設に該当しないこと)
- 12 事務所
- 13 上記1～12に定める施設のほか、知事が認める施設

4. 補助対象となる経費・補助金額

◆ 本事業の補助対象となる経費

- 県産材に係る材料費

（合板等の一部に県産材を含む木質材料は、材料費に県産材使用割合を乗じた費用）

- 県産材に係る木造の工事費及び設計費、又は県産材に係る木質内外装の工事費
- 本事業以外の、国・都道府県・市町が支出する補助金等の助成制度を利用する場合は、その補助金額を減じた残りの費用

※ 補助金併用の可否については、各助成制度の実施機関にご確認ください

（参考） 補助対象となる工事費

→プレカット加工費、金物費、配送費、建て方費、大工手間、造作材加工費等

※「中大規模木造設計セミナーテキストp70」参照

4. 補助対象となる経費・補助金額

◆ 補助金額の計算

補助金額は、補助対象となる経費に補助率を乗じた額とし、算定方法は次のとおり

- 1件あたりの補助金額は、(1)に(3)を加えた額とし、補助上限額は下表のとおり
- 木質新材材を使用した場合は上記の額に(2)を加算し、補助上限額は（新材材使用）の額を適用

1 材料費

(1) 県産材：材料費の 1 / 2

(2) 木質新材材(CLT、不燃木材、耐火集成材)：県産材使用部分の材料費の 3 / 4

2 工事費及び設計費

(3) 県産材に係る木造の工事費及び設計費、又は県産材に係る木質内外装の工事費いずれかの 1 / 2

補助上限額

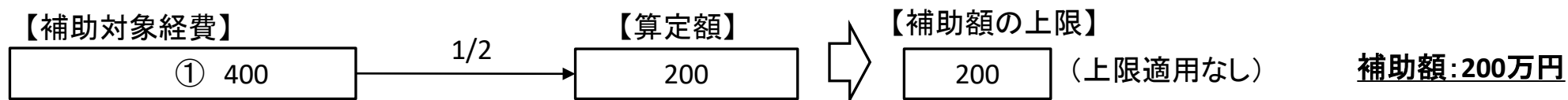
助成区分			補助上限額	(新部材使用)
木造	延床面積	150m2以上～300m2未満	200万円	300万円
		300m2以上～400m2未満	300万円	450万円
		400m2以上～500m2未満	400万円	600万円
		500m2以上	500万円	750万円
木質内外装			200万円	300万円

4. 補助対象となる経費・補助金額

◆ 補助金額の計算例

条件：助成区分【木造】、延床面積：300㎡、補助上限：300万円（新材使用時：450万円）

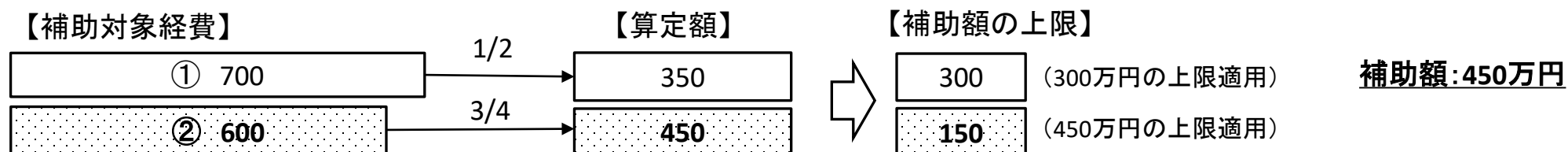
パターン1：①県産材の材料費＋工事費＝400万円 / ②木質新材材の使用なし



パターン2：①県産材の材料費＋工事費＝700万円 / ②木質新材材の使用なし



パターン3：①県産材の材料費＋工事費＝700万円 / ②県産材の木質新材材の材料費＝600万円



4. 補助対象となる経費・補助金額

◆ 補助金額の計算例

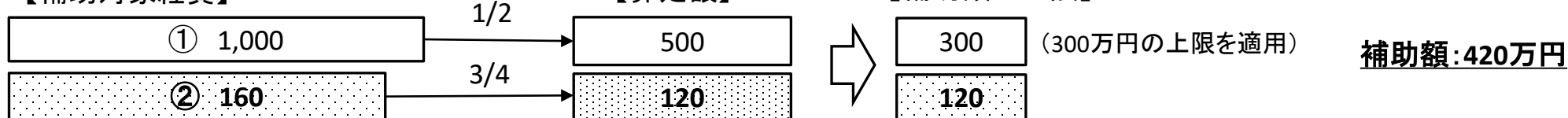
条件：助成区分【木造】、延床面積：300㎡、補助上限：300万円（新材材使用時：450万円）

パターン4：①県産材の材料費＋工事費＝1,000万円 / ②県産材の木質新材材の材料費＝160万円

【補助対象経費】

【算定額】

【補助額の上限】

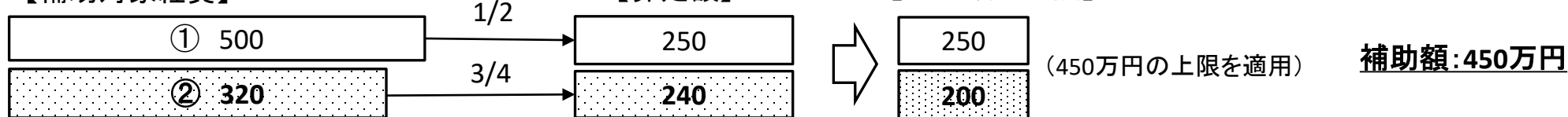


パターン5：①県産材の材料費＋工事費＝500万円 / ②県産材の木質新材材の材料費＝320万円

【補助対象経費】

【算定額】

【補助額の上限】

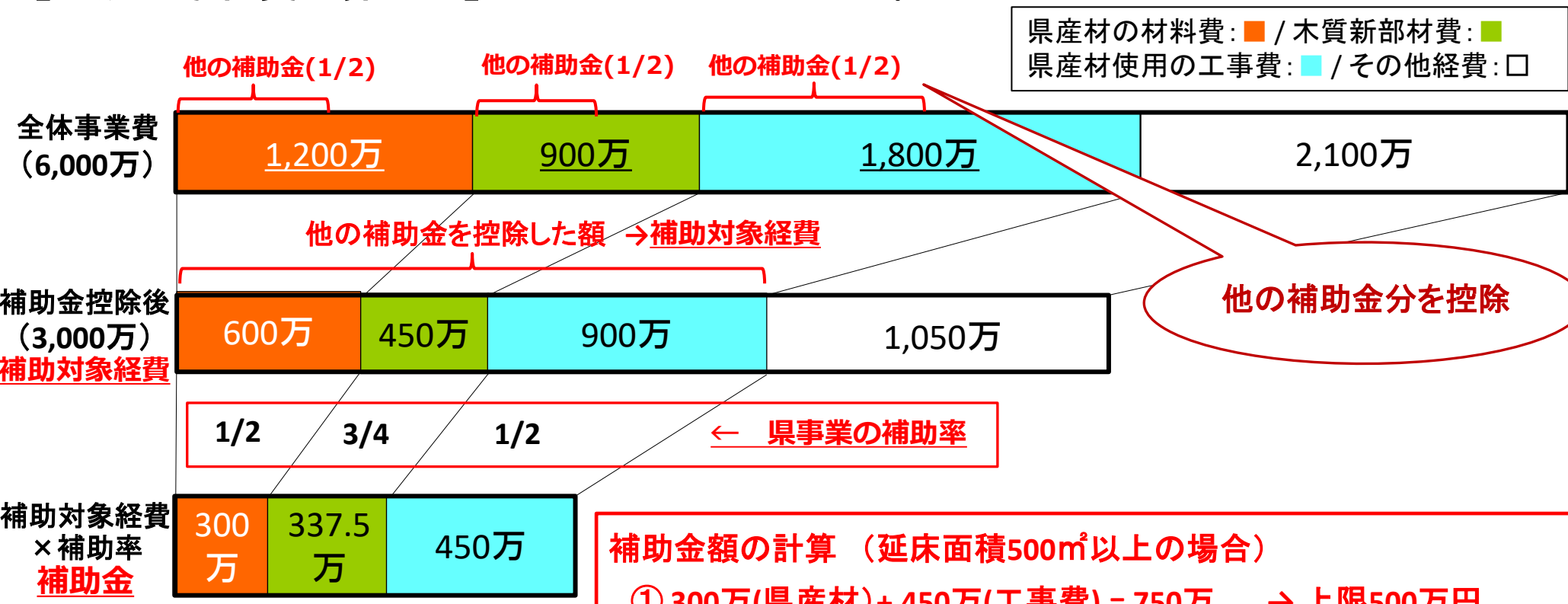


4. 補助対象となる経費・補助金額

◆ 他の助成制度を使用している場合の補助金額の計算

⇒他の助成金を控除した額が本事業の補助対象経費となります

【助成対象経費の算出例】（他の助成制度の補助率が1/2 補助対象が全体の場合）



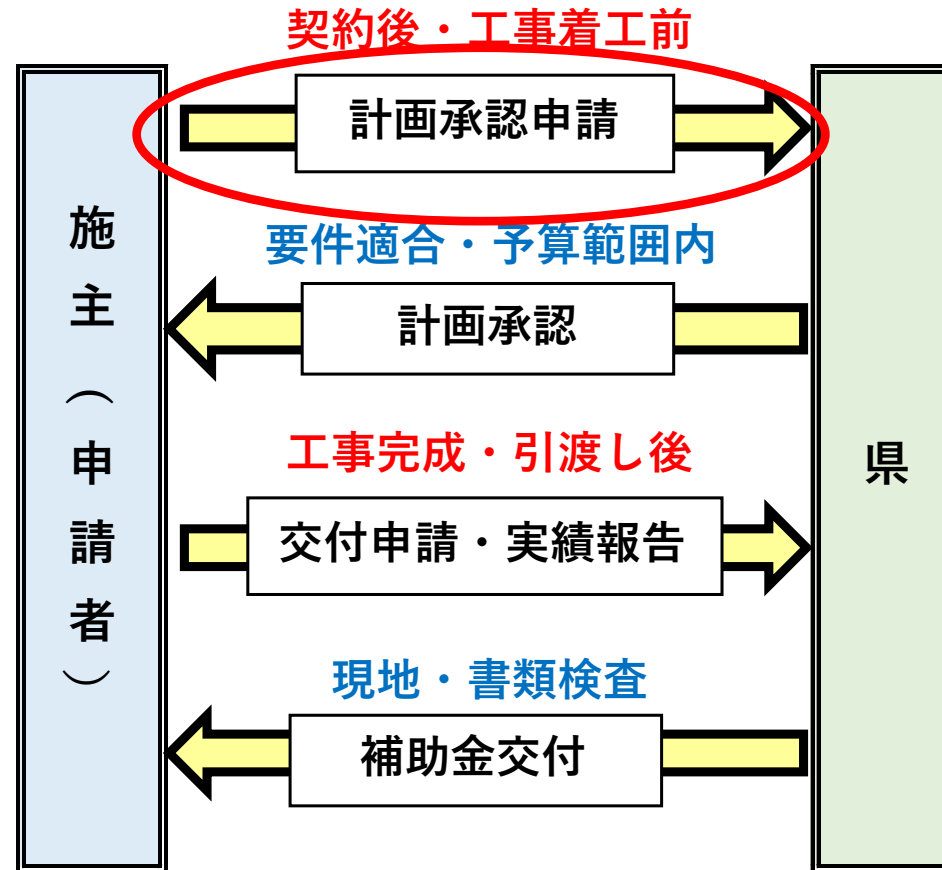
補助金額の計算（延床面積500㎡以上の場合）

① 300万(県産材)+ 450万(工事費) = 750万 → 上限500万円

② 337.5万円(新部材)分を加算 500万+337.5万=837.5万円

→ 新部材使用時の上限750万円を適用し、補助金額750万円

5. 補助金の申込書類(計画承認申請～計画承認)



補助を受けようとする事業者（施主）は、工事契約後、木工事の着工前までに、事業計画承認申請書を県に提出してください。

（メール提出可）

※ 承認を受けた計画書に変更が生じた場合は、計画変更承認申請書の提出が必要です

事業計画承認申請書および添付書類

別記様式第 6 号

提出日を記載

年 月 日

事業主体となる施主の住所等を記載。
代表者の役職名も必ず記載ください。

石川県知事 様

住所 金沢市鞍月 1 丁目〇〇

事業主体名 株式会社 〇〇

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業計画承認申請書

いしかわ森林環境基金事業実施要領第 8 第 1 項の規定に基づき、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業の計画を作成したので、関係書類を添えて申請します。

- 記
- 事業計画書（別記様式第 6 号 2）
 - 助成見込額算定表（別記様式第 6 号 3）
 - 県産材使用見込明細書（別記様式第 6 号 4）
 - 建築基準法第 6 条第 4 項の規定による確認済証【※1】
 - 図面（配置図等の県産材使用箇所が確認できる図面、県産材施工面積求積図（木質内外装区分の申請に限る））（任意様式）
 - 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（任意様式）
 - 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料（任意様式）【※2】

※1 建築確認を要しない施工の場合、不要とする

※2 本事業以外の助成制度において、補助金の交付を受けている場合又は補助金の交付を受ける見込みである場合は、当該制度の補助金交付要綱や実施要領等の補助率が分かる資料、経費内訳書、補助金交付申請の写し、補助金額の確定通知書の写し等を提出すること

発行責任者： 株式会社〇〇 〇田 〇夫 連絡先： 0 7 6 - × × × - × × × ×

担当者： 株式会社〇〇 〇下 〇子 連絡先： 同上

- 発行責任者は事業主体の方としてください
- 担当者が発行責任者と同じの場合は、同上と記載ください

※ 押印省略とするためには、発行責任者 及び 担当者の記載が必要です

添付書類一覧

- 事業計画書（別記様式第 6 号 2）
- 助成見込額算定表（別記様式第 6 号 3）
- 県産材使用見込明細書（別記様式第 6 号 4）
- 建築基準法第 6 条第 4 項の規定による確認済証（※）
- 図面（配置図等の県産材使用箇所が確認できる図面、県産材施工面積求積図（木質内外装区分に限る）（任意様式）
- 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（工事に係る請負契約書 および 内訳の明細）
- 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料（任意様式）

※建築確認を要しない施工の場合は、確認済証の提出は不要です。

事業計画承認申請書添付書類(別記様式第6号2、第6号3)

別記様式第6号2 (記載例) 計画申込時は【計画】に、実績報告時は【実績】に○を付ける

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業(計画・実績)書

助成区分	木造・木質内外装 (該当するものをいずれか選択し○で囲むこと)		
対象施設名	株式会社〇〇 金沢営業所兼ショールーム(提出時点の仮称でも可)		
施設の用途	営業所兼製品展示場(用途を具体的に記載)		
施工場所	金沢市〇〇町〇〇		
施主	名称	株式会社 〇〇	
	代表者役職・氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	
	住所	金沢市鞍月1丁目〇〇	
	担当者	所属	事業部営業第1課
		氏名	△田 ○夫
電話		076-×××-××××	
	メールアドレス	△△@〇〇.co.jp	
設計者	名称	△建築設計	
	住所	白山市〇〇町〇〇〇	
	電話	076-△△△-△△△ 担当者の連絡先を記載	
	担当者名・メールアドレス	△山 □夫 △□@△.co.jp	
施工者	名称	〇〇建設株式会社	
	住所	金沢市〇〇町〇〇	
	電話	076-□□□-□□□□ 担当者の連絡先を記載	
	担当者名・メールアドレス	□田 □太 □□@□□.co.jp	
県産材納入者名	□□製材所、〇〇木材 丸太から製品までの納入経路を記載		
着工予定日	R6年5月10日	事業完了予定時期	R6年12月14日
延床面積	250.00 m ²	施設の規模構造・法令制限等	木造・2階建

県産材の使用状況	予定木材使用量(a)	50.8000m ³	左記のうち県産材使用量(b)	26.8000m ³	
	木質新部材使用予定量(b)の内数	CLT	県産材使用率 (b)/(a) 52.76%		
		不燃木材	0.8000m ²	内外装の県産材施工(可視)面積(助成区分:木質内外装に限る)	(30m ² 以上)
		耐火集成材			
	木質新部材の使用箇所・使用理由	避難経路となる、玄関・廊下の腰壁に使用			
県産材の可視部分	(ロビー、エントランスホール等、県産材が利用者の目に触れる主な場所を記載) 外壁、室内腰壁、室内床、天井				
取組の材料	(県産材活用)の工夫、PRの取り組み内容、想定される施設利用者数等を記載)				
	商談、製品見学等を目的とした年間500名程度の来場者を想定。ホームページや会社案内に県産材を利用した施設であることをPRする ※その他県産材を活用したねらい、意匠の工夫等を記載してください。				

事業費	助成見込額	2,900千円	
	全体事業費(①)【税抜き】	55,000千円	
	①のうち補助対象経費(②)【税抜き】	材料費	6,900千円
		工事費	4,628千円
	①のうち、他の補助事業により助成を受けている経費	0千円	

※ 事業費の各項目について、積算根拠となる資料を添付してください
※ 各項目について、該当欄に記載しきれない場合は別紙としてください
※ 計画変更承認申請書に添付する場合は、変更箇所を赤字としてください
※ 補助金実績報告時は、表題を事業実績書として本様式を提出すること

(太枠の中のみ入力ください。灰色着色セルは自動計算されます)

別記様式第6号3

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業 助成額算定表

助成区分 (いずれかに○)	木造	木質内外装
物件名称	株式会社〇〇 金沢営業所兼ショールーム	
(補助対象経費に左記補助率を乗じた額)		
補助率	【助成見込額】(円)	
材料費(一般材)	0.50	2,850,000
工事費・設計費	0.50	2,314,000
小計		2,000,000
(一般材・工事・設計費上限)		(2,000,000)
材料費(新部材)	0.75	900,000
合計【助成見込額】		2,900,000
(補助上限額)		(3,000,000)
木材使用量(m ³)	50.8000	
県産材使用量(m ³)	26.8000	
県産材使用率(%)	52%	
(補助対象経費)		
(うち県産材に係るもの)(円)		
材料費(計)	11,000,000	6,900,000
材料費(一般材)	9,800,000	5,700,000
材料費(新部材)	1,200,000	1,200,000
工事費・設計費	8,900,000	4,628,000
計	19,900,000	11,528,000
材料費(新部材以外)内訳	使用量(m ²)	金額(円)
県産材(一般材)	26.0000	5,700,000
県産材以外	24.0000	4,100,000
計	50.0000	9,800,000
※数量、金額の根拠資料を添付してください。(必要に応じて納品書等の該当部分に印をつけて下さい)		
材料費(新部材)内訳	使用量(m ²)	金額(円)
県産材	0.8000	1,200,000
県産材以外		
計	0.8000	1,200,000
※数量、金額の根拠資料を添付してください。(必要に応じて納品書等の該当部分に印をつけて下さい)		
(全体の額に上記の県産材使用率を乗じた額)		
工事費内訳	全体(円)	うち県産材利用に係るもの(円)
プレカット加工費	1,500,000	780,000
大工手間・建て方費用	3,000,000	1,560,000
配送費	600,000	312,000
金物	500,000	260,000
造作	1,200,000	624,000
加工費	300,000	156,000
レッカー車	800,000	416,000
設計費	1,000,000	520,000
計	8,900,000	4,628,000
※数量、金額の根拠資料を添付してください。(必要に応じて積算書等の該当部分に印をつけて下さい)		
※木工事費内訳は、中大規模木造設計セミナーテキストp70を参考とし、必要に応じて造作材の材料費、加工費等を加算 参考：木工事費＝プレカット加工費＋材料費＋金物費＋配送費＋建て方費用＋大工手間		

延床面積(m ²)
250.00

千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
上限適用
千円未満切り捨て

設計費は木造の場合のみ計上可能

千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て
千円未満切り捨て

事業計画承認申請書添付書類（別記様式第6号4）

別記様式第6号4

【記載例】

県産材使用明細書

【県産材】

区 分	部位名	樹 種	規 格				数 量 (本)	材 積 (m3)
			長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	単材積 (m3)		
一般材	土台	能登ヒバ	4,000	120	90	0.0432	30	1.2960
一般材	1F間柱	スギ	3,000	120	45	0.0162	330	5.3460
一般材	管柱	スギ	3,000	105	105	0.0331	50	1.6550
一般材	1F梁・桁	スギ集成	6,000	450	120	0.3240	4	1.2960
木質新部材	内壁羽目板	スギ(不燃材)	4,000	105	12	0.0050	160	0.8000
小 計								10.3930
合 計 (A)								10.3930

【県産材以外】

区 分	部位名	樹 種	規 格				数 量 (本)	材 積 (m3)
			長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	単材積 (m3)		
一般材	大引	ヒノキ	4,000	105	105	0.0441	20	0.8820
一般材	ヌキ	エゾマツ	3,800	57	13	0.0028	1,000	2.8000
一般材	1F梁・桁	米松	4,000	105	150	0.0630	4	0.2520
一般材	1F梁・桁	レッドパイン集成	4,000	105	180	0.0756	5	0.3780
小 計								4.3120
合 計 (B)								4.3120

- ※ 区分欄は【一般材】、【木質新部材】のいずれかを記載する
- ※ 明細書が複数枚にわたる場合は小計を設けること
- ※ 県産材を使用した合板などの木質系建材等を使用する場合は、県産材使用率を単材積(m3)に乗じて材積を算出すること
- ※ 材積は、小数点以下第4位まで計上(第5位を四捨五入)

県産材使用率(%)

(A)

(A)+(B)

10.393

14.705

×

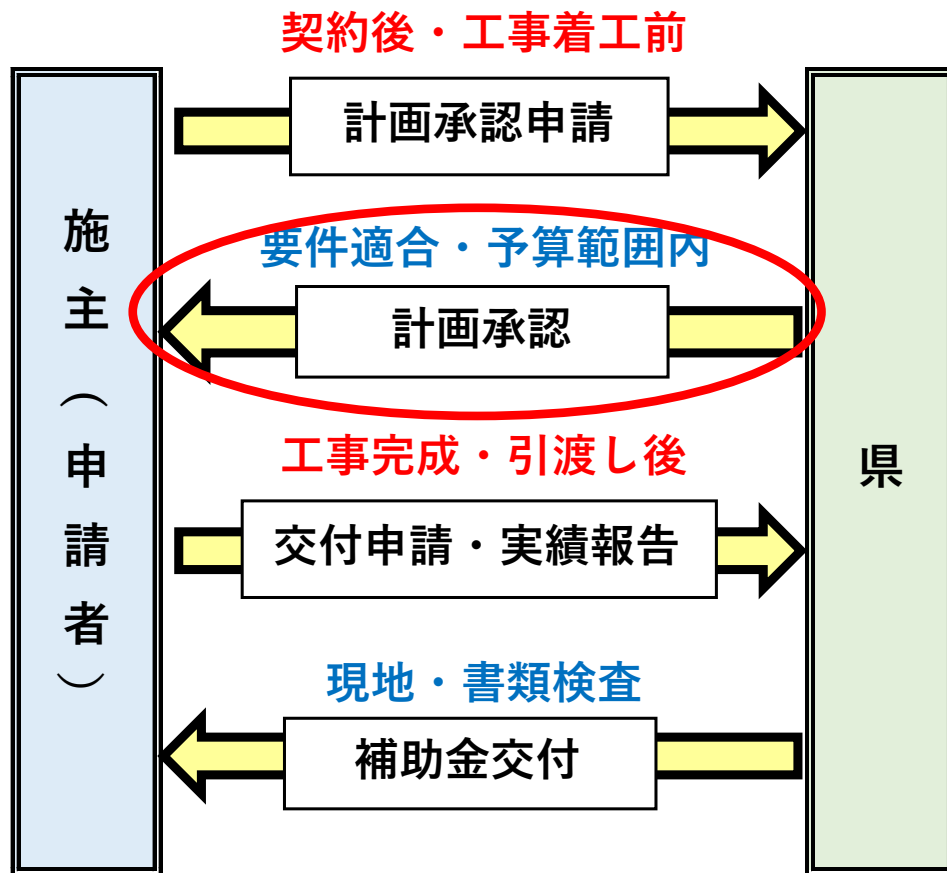
100

=

70.7%

≥ 50 %

5. 補助金の申込書類(計画承認通知)



別記様式第4号2

第 号
年 月 日

様

石川県知事

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業計画の承認について (通知)

年 月 日付 で申請のあった、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業の計画を承認したので、いしかわ森林環境基金事業実施要領第8第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 助成区分:

2 条件

- ・この通知書は補助金の交付を決定するものではありません。
- ・事業計画書の内容を変更する場合は、事業計画(変更・中止)承認申請書(別記様式第7号)を提出してください。ただし、助成見込額の減、事業完了時期の延長、補助事業の中止以外の変更は提出を要しません。また、助成見込額の増額は認めません。
- ・事業完了の日から起算して15日を経過した日、又は事業完了の日が属する年度の3月24日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の前日)のいずれか早い期日までに、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業補助金交付申請(実績報告)書(補助金交付要綱別記様式第11号)を提出してください。

県は、事業計画承認申請書の内容を審査し、補助要件を満たすものについて、予算の範囲内で計画を承認し、申請者へ通知します。

なお、予算の範囲を超える時は申請の受付を終了し、その旨を森林管理課のホームページを通じて周知します。

6. 計画承認後の手続き等について

◆ 県産材使用状況の確認

構造材等に県産材を使用する場合で、工事完成後に不可視となる箇所については、県産材の使用状況が確認できる施工中の写真が必要です。

また、建方完了時等、現場で県産材の使用が確認できる段階で、県に立会を依頼し、県産材の使用状況の確認を受けるようにお願いします。

◆ 事業計画の変更

事業計画について、次に該当する変更が生じる場合は、事業計画（変更・中止）承認申請書を提出し、県の承認を受ける必要があります。

【事業計画（変更・中止）承認申請書の提出が必要な場合】

- ・ 助成見込額の減
- ・ 事業完了時期の延長（計画承認を受けた者の責めに帰することのできない事由による場合に限り認める）
- ・ 補助事業の中止

※事業計画の変更による助成額の増額は認められません

別記様式第7号

年 月 日

石川県知事 様

住所
事業主体名
代表者名

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業計画（変更・中止）承認申請書

年 月 日 第 号により事業計画承認の通知があった標記事業を、下記のとおり（変更、中止）したいので、承認されたく、いしかわ森林環境基金事業実施要領第8第3項の規定に基づき申請します。

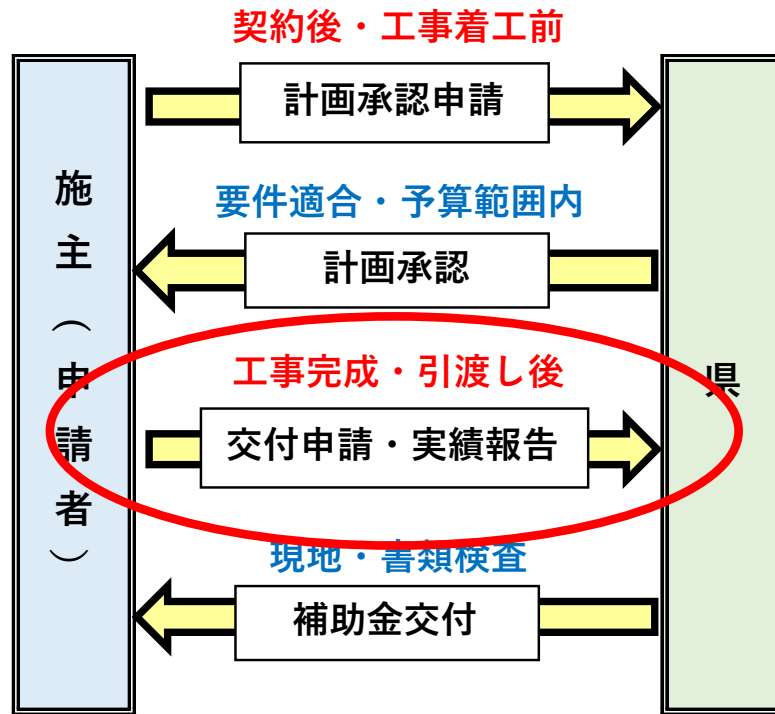
記

- 1 （変更・中止）の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
 - ・ 事業変更計画書（別記様式第6号2）
 - ・ 助成見込額算定表（別記様式第6号3）
 - ・ 県産材使用見込明細書（別記様式第6号4）
 - ・ 変更に係る図面
 - ・ 変更に係る事業費及び補助対象経費の積算根拠資料

発行責任者：
担当者：

連絡先：
連絡先：

7.補助金交付申請(実績報告)書の提出と補助金の交付



(1) 補助金交付申請(実績報告)書の提出

事業者は事業完了（引渡完了）の日から起算して15日を経過した日、又は事業完了の日が属する年度の3月24日のいずれか早い期日までに、整備した施設の所在する市町を管轄する農林総合事務所まで、補助金交付申請（実績報告）書を提出してください。

(2) 書類の確認と現地・書類検査

県は、補助金交付申請(実績報告)書の提出を受けた場合、現地並びに事業に係る書類を確認し、補助金額を確定します。

補助金交付申請(実績報告)書および添付書類

別記様式第 11 号

下記記載の事業完了日から起算して 15 日経過した日、又は事業完了日が属する年度の 3 月 24 日のいずれか早い期日

第 号
年 月 日

石川県知事 殿

住 所 金沢市鞍月 1 丁目〇〇
事業主体名 株式会社 〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

令和 年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業補助金交付申請
(実績報告) 書

令和 年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業補助金を交付されたく、石川県補助金交付規則の規定により、以下のとおり申請（実績報告）をいたします。

1 事業の成果

施設整備において県産材を使用し、民間施設における県産材の普及拡大に貢献した。

2 事業実績の概要

別記様式第 2 号 4 のとおり

3 事業実施時期

着手 令和 7 年 5 月 1 0 日
完了 令和 7 年 1 2 月 1 4 日

完了は事業計画書に記載の
事業完了予定時期以前の日付

4 収支精算

別記様式第 6 号のとおり

5 その他

(※知事が必要と認める書類)

発行責任者： 株式会社〇〇 〇田 〇夫 連絡先： 0 7 6-×××-××××
担当者： 株式会社〇〇 〇山 〇夫 連絡先： 0 7 6-△△△-△△△

発行責任者及び担当者は事業主体（施主）の方としてください。同一とする場合は、「同上」と記載ください。
※ 発行責任者 及び 担当者を記載することにより、押印を省略できます

添付書類

- 事業実績書（＜要綱＞別記様式第2号4）
- 収支精算書（＜要綱＞別記様式第6号）
- 事業実績書（《要領》別記様式第6号2）
- 助成額算定表（《要領》別記様式第6号3）
- 県産材使用明細書（《要領》別記様式第6号4）
- 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証（※）
- 県産材産地及び合法木材証明書
- 工事完了写真（全体外観、県産材使用箇所）
- 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料
（工事に係る請負契約書 および 内訳の明細）
- 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料
（任意様式）

※建築確認を要しない施工の場合、施工完了を証する別の書類とする

補助金交付申請(実績報告)書および添付書類

別記様式第2号4

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業実績書

1 事業実績の概要

実施所在地		助成区分 (該当区分をいずれか○で囲むこと)	着工時期	竣工時期
市・町	町・大字			
金沢市	〇〇町〇〇	・木造 ・木質内外装	令和7年5月 10日	令和7年12月 14日

2 整備施設の概要

施設名	株式会社〇〇 金沢営業所兼ショールーム			
施設の用途	営業所兼製品展示場			
延べ床面積			250.00	m ²
木材使用量	50.800 m ³	左記のうち県産材使用量	26.800	m ³
		左記のうち	CLT	m ³
		木質新材使用量	0.800	m ³
			耐火集成材	m ³

※添付する書類等は、別に定める

別記様式第6号

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業収支精算書

1 収入の部

(単位:円)

区分	精算額	予算額	比較		備考
			増額	減額	
県補助金	2,900,000	2,900,000			
その他	8,628,000	8,628,000			
合計	11,528,000	11,528,000			

【県補助金】＝助成額算定表の【助成見込額】

【その他】＝【補助対象経費の合計】－【県補助金】

2 支出の部

(単位:円)

区分	精算額	予算額	比較		積算内訳
			増額	減額	
材料費	5,700,000	5,700,000			別紙のとおり
工事費	4,628,000	4,628,000			
材料費(木質新材材)	1,200,000	1,200,000			
合計	11,528,000	11,528,000			

助成額算定表(別記様式第6号3)の【補助対象経費】から転記する

7.補助金交付申請(実績報告)書の提出と補助金の交付

(3) 補助金額の確定

額の確定通知後、請求書の提出により、補助金を支払います。



補助対象施設についての条件

- (1) 県産材を使用し、かつ「いしかわ森林環境基金」による補助事業の対象施設であること、並びに建物に使用した木材の炭素貯蔵量を示す表示板を作成し、施設内外の見える場所に設置すること。
なお、本表示板には「石川県産材ロゴマーク」を使用すること。
- (2) 県が事業完了を確認した日の年度から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数が経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、効率的な運営を図ること。
- (3) 施設内外の写真撮影や現地見学会など、石川県が行う「いしかわ森林環境基金」及び県産材利用推進のPRに係る取組に協力すること。

補助対象施設への表示

表示例

令和 年度
いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業 助成対象施設



この施設は「いしかわ森林環境基金」を活用して整備しました。
〇〇及び〇〇の一部には、石川県で育った木を使用しています。

木材利用量		木材の炭素貯蔵量	
	県産材利用量		県産材の炭素貯蔵量
25m ³	13m ³	18 t-CO ²	8 t-CO ²

木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」
（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、この建築物
に利用した木材が貯蔵している炭素（CO₂換算）の量を示すものです。

8.書類の提出・お問合せ先

事務所名		管轄する市町	住 所	電話番号
農 林 総 合 事 務 所	南加賀	小松市、加賀市、能美市、川北町	〒923-0801 小松市園町ハ108-1	0761-23-1717
	石 川	白山市、野々市市	〒920-2121 白山市鶴来本町4丁目リ75	076-272-1171
	県 央	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	〒920-8214 金沢市直江南2丁目1	076-239-1753
	中能登	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	〒926-0852 七尾市小島町ニ33	0767-52-6600
	奥能登	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10部11-1	0768-26-2329
石川県農林水産部 森林管理課 森林資源利活用グループ			〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1（県庁）	076-225-1643

お問合せ先と電子メールによる提出先

森林管理課 森林資源利活用グループ

TEL:076-225-1643

FAX:076-225-1645

Mail: shinkan@pref.ishikawa.lg.jp **まで**